

1 令 和 5 年 第 5 回 定 例 会 提 出 予 定 議 案 の 説 明

(3) 議案第165号

川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和32年11月20日条例第32号</p> <p style="text-align: center;"><b>【略】</b></p> <p>(非常勤職員の給与)</p> <p>第15条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与は、給料及び手当とする。</p> <p>2 前項に規定する手当の種類は、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>3 第3条、第3条の2、第4条の2、第4条の4、第5条から第9条まで、第10条、<u>第11条</u>、第12条及び第14条の4の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、第12条第2項中「小学校就学の始期」とあるのは「3歳」と、「2時間を超えない範囲内」とあるのは「当該職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内」と読み替えるものとする。</p> <p>4 非常勤職員（短時間勤務職員及び会計年度任用職員を除く。）の給与については、職員及び会計年度任用職員との権衡を考慮して支給する。</p> <p style="text-align: center;"><b>【略】</b></p>	<p>○川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和32年11月20日条例第32号</p> <p style="text-align: center;"><b>【略】</b></p> <p>(非常勤職員の給与)</p> <p>第15条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与は、給料及び手当とする。</p> <p>2 前項に規定する手当の種類は、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び期末手当</u>とする。</p> <p>3 第3条、第3条の2、第4条の2、第4条の4、第5条から第9条まで、第10条、第12条及び第14条の4の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、第12条第2項中「小学校就学の始期」とあるのは「3歳」と、「2時間を超えない範囲内」とあるのは「当該職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内」と、<u>第14条の4中「期末手当及び勤勉手当」とあるのは「期末手当」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 非常勤職員（短時間勤務職員及び会計年度任用職員を除く。）の給与については、職員及び会計年度任用職員との権衡を考慮して支給する。</p> <p style="text-align: center;"><b>【略】</b></p>